漁業法(昭和42年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和5年7月25日

(1) 小型いか釣り漁業(あかいか)、かご漁業(ばい(地方名称:あずきがい))

漁業の種類	漁業種類	許のでは、またのでは、またのでは、またのでは、またののでは、またののでは、またのでは		推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	35 Alle 4: 336 1. 44		新規の 許可・ 継続の 許可	許可の 有効期 間	遊休許可の 枠数管理の 数	県漁協支所 及び出張所 (旧漁協又 は地区) 、都道府県
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業 (あかいか)	4	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点 (北緯37度4.665分、東経136度 43.135分) 270.0度の線以南の石 川県沖合海域とする。ただし、最 大高潮時海岸線から沖合1海里以 内の海域を除く。	5月1日から 12月31日ま で	次い当(1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(4)(2)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	新規	5年以 内	2	押水羽咋内浦
かご漁業	かご漁業 (ばい(地方名称: あずきがい))	1	定めなし	"	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分、東経136度43.300分)280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分、東経136度42.130分)285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深30m以浅の海域。		次い当() 計画 (1) に名 (1) にる (1) にいる (1) にい	"	"	4	羽咋

※「漁船使用者」・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年7月25日から令和5年7月31日まで 漁業法(昭和42年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。令和5年7月25日

(2) 小型機船底びき網漁業(福井県相互入漁)

		制限措置								
漁業の 種類	漁業種類	許可又は起業 の認知的 を おいる の数 の数 とい数 とい数 とい数 とい数 の数 とい数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の の の の の の の の の の	船舶のト	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調整第14 製第にる 調算に が い 続 許可	許可の 有効期 間	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
小型機船 底びき網 漁業	小型機船底びき網漁 業 (手繰第1種漁 業)	18	15トン未満	定めなし		9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船を開発を含む。※(2)福井県に漁業根拠地を有する者	新規	1年	福井県

※「漁船使用者」・・・・福井県(漁業を営む者の資格が福井県対象のもの)の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、福井県(漁業を営む者の資格が福井県対象のもの)の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年7月25日から令和5年8月24日まで 漁業法(昭和42年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第11条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和5年7月25日

(3) 小型機船底びき網漁業(手繰第2種漁業)

(- /)	機船底びき網漁業(1		制限措置					
漁業の 種類	漁業種類	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数 及び船舶の総 トン数又は漁 業者の数	 船舶のト	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		有効期	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
		12			以下に示すアとイの各点を結んだ直線とウと工の各点を結んだ直線とにより囲まれた七尾湾内の共同漁業権漁場区域以外の区域、及び共第29号、共第31号共同漁業権漁場区域。ア 七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点(北緯37度10.077分、東経137度02.058分)イ 鳳珠郡穴水町円山山頂の点(北緯37度11.780分、東経137度01.918分)ウ 七尾市鵜浦町観音崎灯台の点(北緯37度06.420分、東経137度03.477分)エ 七尾市能登島野崎町松鼻の点(北緯37度07.275分、東経137度02.923分)		次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただと者を含む。※(2)七尾又使用を担いして、無限船の者			ななか 七尾
小底型び漁機き業	小型機船底びき網漁業(手繰第2種漁業)	20	5トン未満	定めなし	(1)5月1日から11月5日まで アとイの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、共第25号、同第27号、同第29号、同第30及び同第31号共同漁業権漁場を除く。(2)11月6日から4月15日まで アとイの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、(a)から(d)までの区域に除く。(a)かとコの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、(a)から(d)までの区域は除く。(a)かとコの各点を結んだ直線に出まれた理論とで及び4の各点を順次結んだ直線に囲まれた共第29号及び共第31号共同漁業権漁場区域。(b)ク、コ及びサの各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。(d)チ、ツ、二及び夕の各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。(d)チ、ツ、二及び夕の各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。1007分、東経137度02.058分)クー七尾市能登島出母ケ浦町祖母ケ浦漁港灯台の点(北緯37度 11.780分、東経137度 10.017分、東経137度 20.058分)クー七尾市総登島野崎町松鼻の点(北緯37度 20.20分、東経137度 20.347分)カー七尾市・総登島野崎町松鼻の点(北緯37度 20.20分、東経137度 20.347分)カー七尾市・総登島野崎町松鼻の点(北緯37度 10.122分、東経136度 53.348分)カーセ尾市・総登島町町松鼻の点(北緯37度 10.122分、東経136度 53.348分)カーセ尾市・総登島町町松鼻の点(北緯37度 10.122分、東経136度 53.051分、東経136度 58.87分)カーととす直線で結んだ線との交点(北緯37度 10.013分、東経136度 58.87分)カーシン基点 5号(七尾市能登島に対したが線とシとスを直線で結んだ線との交点(北緯37度 10.013分、東経136度 59.953分)カーシーを直線で結んだ線とりとなる(北緯37度 10.013分、東経136度 59.953分)カース基点 5号(七尾市能登島とカとケを直線で結んだ線との交点(北緯37度 10.013分、東経136度 52.95分)の点(北緯37度 10.013分、東経136度 52.95分)の点(北緯37度 10.013分、東経136度 52.95分)の点(北緯37度 10.01分)東経136度 52.81分)の点(北緯37度 10.01分)、東経136度 52.81分)の点(北緯37度 10.01分)、東経136度 53.01分)の点(北緯37度 10.01分)、東経136度 53.05分)の点(北緯37度 10.01分)、東経136度 53.05分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北緯37度 10.01分)の点(北倉20分)	5 翌 日 4 F で ららら ららら ららら ららら ららら ららら ららら ららら ららら	次ず (1) た予 (2) 根船 の (1) に る M (1) に る M (1) に る M (2) 該 者 用 M (2) 該 者 用 M (3) に る M (4) は 人間	継	5年	

漁業法 (昭和42年法律第267号) 第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和5年6月20日

(4)小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業)

(4) 小型機	船底びき網漁業(于樑另「悝温耒)			制限措置					
漁業の 種類	漁業種類	許の認 いき ではを等納 ではを等納 ののは(可の を対し、 をし、 を対し、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 を	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の資格	計刊・	許可の 有効期 間	県漁協支所 及び出張所 (旧漁協又 は地区) は地区) 、都道府県
小底 型び漁 機き業	小き繰り (がき) (がき) (がき) (がき) (がき) (がき) (がき) (がき)	19	15トン未満		加賀市大聖寺川河口中央(北緯36度17.715分東経136度14.643分)315.0度の線と珠洲市禄剛埼突端(北緯37度31.747分東経137度19.688分)0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。(1)(ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(力)、(キ)、(ク)の合素を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域。(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(ア)加賀市大聖寺川河口中央(イ)(京湖時海岸線との交点(北緯37度11.163分)(大)の度の最終と石川県の最大高潮時海岸線との交点(北緯37度43.05分)270.0度の最終と石川県の最大高潮時海岸線との交点(北緯37度43.05分)を3.0海里の点(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度3.0海里の点(北緯37度19.225分東経136度43.172分)315.0度3.0海里の点(北緯37度23.638分東経136度42.519分)(カ) 輪島市銀崎突端(北緯37度23.638分東経136度42.519分)(キ)珠洲市禄剛埼突端(0度2.4海里の点(北緯37度34.151分東経137度19.688分)(ク)珠洲市禄剛埼突端(0度2.4海里の点(北緯37度34.151分東経137度19.688分)(ク)珠洲市禄剛埼突端(2)輪島市舳倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域		次の(1)(2)のいずれに も該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者 含む。※1 (2)加賀市から珠業相 規煙町までに漁業根拠 地又は使用船舶る者	継続		加金金西輪賀沢沢海島
		:網漁業(手 操第1種漁 定めた		定めなし	加賀市大聖寺川河口中央(北緯36度17.715分、東経136度14.643分)315.0度の線と輪島市猿山岬突端(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、(ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く、(ア)加賀市大聖寺川河口中央、(イ)(ア)315.0度4.0海里の点(北緯36度20.553分東経136度11.163分)(ウ)(イ)から(ハ)に至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線(エ)羽咋郡志賀町福浦灯台(北緯37度04.665分東経136度43.135分)270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点(北緯37度04.665分東経136度43.095分)270.0度4.0海里の点(北緯37度04.665分、東経136度43.095分)270.0度4.0海里の点(北緯37度04.665分、東経136度38.111分)(オ)輪島市猿山岬突端(北緯37度19.225分東経136度43.267分)270.0度3.0海里の点(北緯37度19.225分東経136度39.500分)	9月1日から翌 年6月30日ま で	次の(1)(2)のいずれに も該当する者 (1)漁船使用者。ただ し、漁船使用予定者 含む。※1 (2)加賀市がら羽唯群 地又は使用船舶の根 地又は使用船舶る者			加金金柴高志西賀沢沢垣浜賀海
			線度除()()(まで、)()()()()()()()()()()()()()()()()()()((1) (ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)の各点を順次に結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域。 (ア)羽咋市滝埼突端 (イ) (ア)270.0度4.0海里の点(北緯36度55.752分東経136度		次の(1)(2)のいずれに も該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者 含む。※1 (2)羽咋郡志賀町から 鳴島市までに漁駅では乗 地又は使用船舶る者	新規 1 継続89		西輪	
				珠洲市能登鞍埼灯台(北緯37度29.908分東経137度08.685分)0.0度の線と、鳳珠郡能登町鵜川港導流堤灯台(北緯37度15.137分東経137度05.267分)135.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。(ア)珠洲市能登鞍埼灯台(0.0度1.1海里の点(北緯37度31.011分東経137度08.685分)(ウ)珠洲市禄剛埼突端22.5度3.0海里の点(北緯37度34.535分東経137度21.074分)(エ)珠洲市長手埼突端90.0度6.0海里の点(北緯37度27.038分東経137度29.138分)(オ)鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分東経137度13.890分)135.0度1.5海里の点(北緯37度16.816分東経137度15.218分)(カ)鳳珠郡能登町鵜川港導流堤灯台(北緯37度15.137分東経137度05.267分)135.0度6.6海里の点(北緯37度10.472分東経137度05.267分)135.0度6.6海里の点(北緯37度10.472分東経137度15.137分東経137度05.267分)135.0度6.6海里の点(北緯37度10.472分東経137度11.100分)		次の(1)(2)のいずれに も該当する者 (1)漁船使用者。ただ し、漁船使用予定者 含む。※1 (2)珠洲市から鳳珠郡 能登町までに漁業根拠 地又は使用船舶の根拠 地を有する者			ず木都	

^{※「}漁船使用者」・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者